

○ 特殊肥料等の指定一部改正新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料</p> <p>(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの</p> <p>魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、を除去。以下同じ。）、を原料とする場合に於ては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を經ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。〔が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。〕、蒸製てい角、肉かす（牛の部位を原料とする場合に於ては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、羊毛くず、牛毛くず、粗碎石灰石</p> <p>(ロ) 米ぬか、はつこう米ぬか、はつこうかす（生産工程中に塩酸を使用しないしう油かすを除く。以下同じ。）、アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール醗酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）、くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす</p> | <p>一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料</p> <p>(イ) 左に掲げる肥料で粉末にしないもの</p> <p>魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含む。）、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗碎石灰石</p> <p>(ロ) 米ぬか、はつこう米ぬか、はつこうかす（生産工程中に塩酸を使用しないしう油かすを除く。以下同じ。）、アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール醗酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）、くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）、草本性植物種子皮殻油かす</p> |

及びその粉末をいう。)、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末(カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。)、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。)、たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。)、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰(じんかい灰を除く。)、くん炭肥料、骨炭粉末(牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、骨灰(牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、セラツクかす、にかわかす(オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く。)、家きん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む。))を除く。)、はっこう乾ぶん肥料(し尿を嫌気性醗酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。)、人ぶん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という。))又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という。))を加え、脱水又は乾燥したものを除く。)、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、たい肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。))をたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいい、牛の部位を原料とする場

及びその粉末、木の实油かす及びその粉末(カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。)、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。)、たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。)、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰(じんかい灰を除く。)、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラツクかす、にかわかす(オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除く。)、魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く。)、家きん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む。))を除く。)、はっこう乾ぶん肥料(し尿を嫌気性醗酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。)、人ぶん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という。))又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という。))を加え、脱水又は乾燥したものを除く。)、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、たい肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。))をたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)、グアノ(窒素質グアノを除く。)、発泡消火剤製造かす(てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。)、貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む。)、貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。))が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。以下同じ。)、製糖副産石灰、石灰処理肥料(果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理し

合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の  
確認を受けた工程において製造されたものに限る。）、グアノ（  
窒素質グアノを除く。）、発泡消火剤製造かす（てい角等を原料  
として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）、貝殻肥  
料（貝粉末及び貝灰を含む。）、貝化石粉末（古代にせい息した  
貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含  
む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末  
をいう。以下同じ。）、製糖副産石灰、石灰処理肥料（果実加工  
かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理したものであ  
つて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラ  
ムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、  
、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上  
含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の  
十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力  
発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙  
道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。た  
だし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリ  
メートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カル  
シウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布  
に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産  
されるものに限る。）

二・三（略）  
附（略）

たものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が  
二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鉄鉱（沼  
鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄  
分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風  
化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、  
微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生  
ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から  
採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取さ  
れるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するも  
のに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウ  
ム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石  
こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

二・三（略）  
附（略）

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）の一部改正について

以下の種類の普通肥料について、肥料取締法第3条第1項の規定に基づき公定規格を一部改正する。（アンダーライン箇所を改正）

- 一 窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）  
 (2) 登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類   | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有を許される有害成分の最大量 (%)   | その他の制限事項  |
|---|--|---|---|
| 副産窒素肥料（次に掲げる肥料をいう。<br>一 食品工業又は化学工業において副産されたもの<br>二 石炭、石油その他の燃料の燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理に伴い副産されたもの） | 一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれかについて 7.0<br>二1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては<br>アンモニア性窒素 1.0<br>2 硝酸性窒素を保証するものにあつては<br>硝酸性窒素 1.0<br>三 水溶性苦土を保証するものにあつては<br>水溶性苦土 5.0<br>四 水溶性マンガンを保証するものにあつては<br>水溶性マンガン 1.0 | 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率1.0%につき<br>硫青酸化物 0.01<br>ひ素 0.004<br>亜硝酸 0.04<br>ビウレット性窒素 0.02<br>スルファミン酸0.01 | 一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>二 <u>牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする場合に</u> あつては、 <u>牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

- 二 リン酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）  
 (2) 登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類   | 含有すべき主成分の最小量 (%)         | 含有すべき主成分の最大量 (%) | 含有を許される有害成分の最大量 (%)                            | その他の制限事項  |
|---------|--------------------------|------------------|--|---|
| 液体りん酸肥料 | 水溶性りん酸 17.0<br>水溶性苦土 3.0 |                  | 水溶性りん酸の含有率1.0%につき<br>ひ素 0.004<br>カドミウム 0.00015 | <u>牛の部位を原料とする場合に</u> あつては、 <u>せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有すべき主成分の最大量 (%) | 含有を許される有害成分の最大量 (%)                            | その他の制限事項  |
|--|--|------------------|--|---|
| 副産りん酸肥料<br>(次に掲げる肥料をいう。<br>一 食品工業又は化学工業において副産されたもの<br>二 下水道の終末処理場その他の排水の脱りん処理に伴い副産されたもの) | 一 く溶性りん酸を保証するものにあつては<br>く溶性りん酸 15.0<br>二 く溶性りん酸のほかに水溶性りん酸又はく溶性苦土を保証するものにあつては<br>く溶性りん酸 15.0<br>水溶性りん酸については 2.0<br>く溶性苦土については 3.0 |                  | く溶性りん酸の含有率1.0%につき<br>ひ素 0.004<br>カドミウム 0.00015 | 一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>二 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |

#### 四 有機質肥料 (動植物質のものに限る。)

##### (1) 登録の有効期間が6年であるもの

| 肥料の種類    | 含有すべき主成分の最小量 (%)                               | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項  |
|----------|--|---------------------|---|
| 肉かす粉末    | 窒素全量 6.0                                       |                     | 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 肉骨粉      | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 5.0                          |                     | 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 蒸製てい角骨粉  | 窒素全量及びりん酸全量の合計量 15.0<br>窒素全量 6.0<br>りん酸全量 7.0  |                     | 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 乾血及びその粉末 | 窒素全量 10.0                                      |                     | 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 生骨粉      | 窒素全量及びりん酸全量の合計量 20.0<br>窒素全量 3.0<br>りん酸全量 16.0 |                     | 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |

| 肥料の種類            | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項   |
|------------------|--|---------------------|--|
| 蒸製骨粉 (脱こう骨粉を含む。) | 一 窒素全量及びりん酸全量を保証するものにあつては窒素全量及びりん酸全量の合計量 21.0<br>窒素全量 1.0<br>りん酸全量 17.0<br>二 りん酸全量を保証するものにあつてはりん酸全量 25.0 |                     | <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

(2) 登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有を許される有害成分の最大量 (%)                          | その他の制限事項   |
|--|--|--|--|
| 乾燥菌体肥料 (次に掲げる肥料をいう。<br>一 培養によつて得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの<br>二 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業 (なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。) の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの) | 一 窒素全量を保証するものにあつては窒素全量 5.5<br>二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては窒素全量 4.0<br>りん酸全量については 1.0<br>加里全量については 1.0                              | 窒素全量の含有率 1.0%につき<br>カドミウム 0.00008            | 一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |
| 副産動物質肥料 (食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしかわ製造業において副産されたものであつて、動物質の原料に由来するものをいう。)  | 一 窒素全量を保証するものにあつては窒素全量 6.0<br>二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量10.0<br>窒素全量 2.0<br>りん酸全量については 2.0<br>加里全量については 9.0 | 窒素全量の含有率 1.0%につき<br>ひ素 0.01<br>カドミウム 0.00008 | <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u>                                   |
| 混合有機質肥料 (次に掲げる肥料をいう。<br>一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、はつこう米ぬか、乾燥藻及びその粉末若しくはよもぎかすを混合したもの<br>二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの)                                      | 窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量 6.0<br>窒素全量 1.0<br>りん酸全量については 1.0<br>加里全量については 1.0   | 窒素全量の含有率 1.0%につき<br>ひ素 0.01<br>カドミウム 0.00008 | <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u>                                   |

## 五 複合肥料

### (1) 登録の有効期間が6年であるもの

| 肥料の種類                                 | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)   | その他の制限事項   |
|---------------------------------------|---|---|--|
| よう<br>熔成複合肥料（肥料又は肥料原料を配合し、熔融したものをいう。） | 一 く溶性りん酸12.0<br>く溶性加里 3.0<br>二 く溶性りん酸及びく溶性加里のほかアルカリ分、可溶性けい酸又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかアルカリ分については 45.0<br>可溶性けい酸については 30.0<br>く溶性苦土については 20.0 | りん酸及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき<br>カドミウム0.000075<br>ニッケル 0.005<br>クロム 0.05<br>チタン 0.02 | 一 2ミリメートルの網ふるいを全通すること。<br>二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

### (2) 登録の有効期間が3年又は6年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)   | その他の制限事項   |
|--|---|---|--|
| 化成肥料(次に掲げる肥料をいう。<br>一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの<br>二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの<br>三 肥料又は肥料原料を使用し、これに化学的操作を加えたもの<br>四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの<br>五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの) | 一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 10.0<br>二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0<br>2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0<br>3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0<br>三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0<br>2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0<br>3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0<br>4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0<br>四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0<br>2 く溶性加里を保証するものにあつては | 窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき<br>硫青酸化物 0.005<br>ひ素 0.002<br>亜硝酸 0.02<br>ビウレット性窒素 0.01<br>スルファミン酸 0.005<br>カドミウム0.000075<br>ニッケル 0.005<br>クロム 0.05<br>チタン 0.02 | 一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。<br>二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動物物質のものを使用しているものであること。<br>三 原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。<br>四 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。<br>五 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)  | その他の制限事項   |
|--|---|--|--|
|  | <p>く溶性加里 1.0</p> <p>3 水溶性加里を保証するものにあつては</p> <p>水溶性加里 1.0</p> <p>五 可溶性けい酸を保証するものにあつては</p> <p>可溶性けい酸 10.0</p> <p>六1 く溶性苦土を保証するものにあつては</p> <p>く溶性苦土 1.0</p> <p>2 水溶性苦土を保証するものにあつては</p> <p>水溶性苦土 1.0</p> <p>七1 可溶性マンガンを保証するものにあつては</p> <p>可溶性マンガン 0.10</p> <p>2 く溶性マンガンを保証するものにあつては</p> <p>く溶性マンガン 0.10</p> <p>3 水溶性マンガンを保証するものにあつては</p> <p>水溶性マンガン 0.10</p> <p>八1 く溶性ほう素を保証するものにあつては</p> <p>く溶性ほう素0.05</p> <p>2 水溶性ほう素を保証するものにあつては</p> <p>水溶性ほう素0.05</p> |  |  |
| <p>配合肥料(次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの</p> <p>二 一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、グアノ(りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。)、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。 )又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)のいずれか一以上を配合したもの</p> <p>三 化成肥料を配合したもの)</p> | <p>一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 10.0</p> <p>二1 窒素全量を保証するものにあつては</p> <p>窒素全量 1.0</p> <p>2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては</p> <p>アンモニア性窒素 1.0</p> <p>3 硝酸性窒素を保証するものにあつては</p> <p>硝酸性窒素 1.0</p> <p>三1 りん酸全量を保証するものにあつては</p> <p>りん酸全量 1.0</p> <p>2 く溶性りん酸を保証するものにあ</p>  | <p>窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき</p> <p>硫青酸化物 0.005</p> <p>ひ素 0.002</p> <p>亜硝酸 0.02</p> <p>ビウレット性窒素 0.01</p> <p>スルファミン酸 0.005</p> <p>カドミウム0.000075</p> <p>ニッケル 0.005</p> <p>クロム 0.05</p> <p>チタン 0.02</p> | <p>一 窒素全量、りん酸全量、加里全量、く溶性りん酸、可溶性マンガンを保証する肥料は、化成肥料の当該欄の一、二、三又は四の規定によること。</p> <p>二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |



| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項 |
|-------|---|---------------------|----------|
|       | <p>つては<br/>く溶性りん酸 1.0</p> <p>3 可溶性りん酸を保証するものにあつては<br/>可溶性りん酸 1.0</p> <p>4 水溶性りん酸を保証するものにあつては<br/>水溶性りん酸 1.0</p> <p>四 1 加里全量を保証するものにあつては<br/>加里全量 1.0</p> <p>2 可溶性加里を保証するものにあつては<br/>可溶性加里 1.0</p> <p>3 水溶性加里を保証するものにあつては<br/>水溶性加里 1.0</p> <p>五 可溶性けい酸を保証するものにあつては<br/>可溶性けい酸 10.0</p> <p>六 1 可溶性苦土を保証するものにあつては<br/>可溶性苦土 1.0</p> <p>2 水溶性苦土を保証するものにあつては<br/>水溶性苦土 1.0</p> <p>七 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては<br/>可溶性マンガン 0.005</p> <p>2 可溶性マンガンを保証するものにあつては<br/>可溶性マンガン 0.005</p> <p>3 水溶性マンガンを保証するものにあつては<br/>水溶性マンガン 0.005</p> <p>八 1 可溶性ほう素を保証するものにあつては<br/>可溶性ほう素 0.005</p> <p>2 水溶性ほう素を保証するものにあつては<br/>水溶性ほう素 0.005</p> |                     |          |

(3) 登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)  | その他の制限事項  |
|--|---|--|---|
| <p>吸着複合肥料（窒素、りん酸又は加里を含有する水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）</p>            | <p>一 窒素、水溶性りん酸又は水溶性加里のいずれか二以上の主成分の量の合計量 5.0<br/>           二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0<br/>           2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0<br/>           3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0<br/>           三 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0<br/>           四 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0</p>  | <p>窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき<br/>           硫青酸化物 0.005<br/>           ひ素 0.002<br/>           亜硝酸 0.02<br/>           ビウレット性窒素 0.01<br/>           スルファミン酸 0.005<br/>           カドミウム0.000075</p> | <p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br/>           二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |
| <p>副産複合肥料（食品工業又は化学工業において副産されたものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を含有するものをいう。）</p> | <p>一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上の主成分の量の合計量 5.0<br/>           二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0<br/>           2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0<br/>           三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0<br/>           2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0<br/>           3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0<br/>           4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0<br/>           四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0<br/>           2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0</p> | <p>窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき<br/>           硫青酸化物 0.005<br/>           ひ素 0.002<br/>           亜硝酸 0.02<br/>           ビウレット性窒素 0.01<br/>           スルファミン酸 0.005<br/>           カドミウム0.000075</p> | <p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br/>           二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量 (%)  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)   | その他の制限事項   |
|--------|---|---|--|
|        | 3 水溶性加里を保証するものにあつては<br>水溶性加里 1.0<br>五 く溶性苦土を保証するものにあつては<br>く溶性苦土 1.0  |   |  |
| 液状複合肥料 | 一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 8.0<br>二1 窒素全量を保証するものにあつては<br>窒素全量 1.0<br>2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては<br>アンモニア性窒素 1.0<br>3 硝酸性窒素を保証するものにあつては<br>硝酸性窒素 1.0<br>三1 りん酸全量を保証するものにあつては<br>りん酸全量 1.0<br>2 く溶性りん酸を保証するものにあつては<br>く溶性りん酸 1.0<br>3 可溶性りん酸を保証するものにあつては<br>可溶性りん酸 1.0<br>4 水溶性りん酸を保証するものにあつては<br>水溶性りん酸 1.0<br>四1 加里全量を保証するものにあつては<br>加里全量 1.0<br>2 水溶性加里を保証するものにあつては<br>水溶性加里 1.0<br>五1 く溶性苦土を保証するものにあつては<br>く溶性苦土 1.0<br>2 水溶性苦土を保証するものにあつては<br>水溶性苦土 1.0<br>六1 く溶性マンガンを保証するものにあつては<br>く溶性マンガン 0.005<br>2 水溶性マンガンを保証するものに | 窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき<br>硫酸化合物 0.005<br>ひ素 0.002<br>亜硝酸 0.02<br>ビウレット性窒素 0.01<br>スルファミン酸 0.005<br>カドミウム0.000075<br>ニッケル 0.005<br>クロム 0.05<br>チタン 0.02 | 一 窒素全量、りん酸全量、加里全量、く溶性りん酸又は可溶性りん酸を保証する肥料は、成形複合肥料の当該欄の一、二又は三の規定によること。<br>二 シアナミドを原料として使用したものではないこと。<br>三 チオ硫酸アンモニウムに由来する窒素を含有するものにあつては、pHが6.0以上のものであること。<br>四 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u> |

| 肥料の種類   | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有を許される有害成分の最大量 (%)  | その他の制限事項   |
|---|--|--|--|
|   | <p>あつては<br/>水溶性マンガン<br/>0.005</p> <p>七1 く溶性ほう素を保証するものにあつては<br/>く溶性ほう素<br/>0.005</p> <p>2 水溶性ほう素を保証するものにあつては<br/>水溶性ほう素<br/>0.005</p>   |  |  |
| <p>家庭園芸用複合肥料（<sup>よう</sup>熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料及び液状複合肥料以外の複合肥料であつて、かつ、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第1条に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）</p> | <p>一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 0.2</p> <p>二1 窒素全量を保証するものにあつては<br/>窒素全量 0.1</p> <p>2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては<br/>アンモニア性窒素 0.1</p> <p>3 硝酸性窒素を保証するものにあつては<br/>硝酸性窒素 0.1</p> <p>三1 りん酸全量を保証するものにあつては<br/>りん酸全量 0.1</p> <p>2 く溶性りん酸を保証するものにあつては<br/>く溶性りん酸 0.1</p> <p>3 可溶性りん酸を保証するものにあつては<br/>可溶性りん酸 0.1</p> <p>4 水溶性りん酸を保証するものにあつては<br/>水溶性りん酸 0.1</p> <p>四1 加里全量を保証するものにあつては<br/>加里全量 0.1</p> <p>2 く溶性加里を保証するものにあつては<br/>く溶性加里 0.1</p> <p>3 水溶性加里を保証するものにあつては<br/>水溶性加里 0.1</p> <p>五1 く溶性苦土を保証するものにあつては<br/>く溶性苦土 0.01</p> <p>2 水溶性苦土を保証するものにあつては<br/>水溶性苦土 0.01</p> | <p>窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき</p> <p>硫青酸化物 0.005<br/>ひ素 0.002<br/>亜硝酸 0.02<br/>ビウレット性窒素 0.01<br/>スルファミン酸 0.005<br/>カドミウム0.000075<br/>ニッケル 0.005<br/>クロム 0.05<br/>チタン 0.02</p> | <p>一 窒素全量、りん酸全量、加里全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は可溶性マンガンを保証する肥料は、成形複合肥料の当該欄の一、二、三又は四の規定によること。</p> <p>二 <u>牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量 (%)   | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項 |
|-------|--|---------------------|----------|
|       | 証するものにあつては<br>水溶性苦土 0.01<br>六 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては<br>可溶性マンガ<br>0.001<br>2 く溶性マンガンを保証するものにあつては<br>く溶性マンガ<br>0.001<br>3 水溶性マンガンを保証するものにあつては<br>水溶性マンガ<br>0.001<br>七 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては<br>く溶性ほう素<br>0.001<br>2 水溶性ほう素を保証するものにあつては<br>水溶性ほう素<br>0.001 |                     |          |

十二 汚泥肥料等  
登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類  | 含有を許される有害成分の最大量 (%)  | その他の制限事項   |
|--|--|--|
| 下水汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。<br>一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの<br>二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの<br>三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）  | ひ素 0.005<br>カドミウム 0.0005<br>水銀 0.0002<br>ニッケル 0.03<br>クロム 0.05<br>鉛 0.01 | 一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。<br>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>三 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。<br>一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの<br>二 し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの<br>三 一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの<br>四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの） | ひ素 0.005<br>カドミウム 0.0005<br>水銀 0.0002<br>ニッケル 0.03<br>クロム 0.05<br>鉛 0.01 | 一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。<br>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br>三 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。               |

| 肥料の種類   | 含有を許される有害成分の最大量 (%)   | その他の制限事項   |
|---|---|--|
| <p>工業汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 一に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>          | <p>ひ素 0.005</p> <p>カドミウム 0.0005</p> <p>水銀 0.0002</p> <p>ニッケル 0.03</p> <p>クロム 0.05</p> <p>鉛 0.01</p> | <p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 <u>牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |
| <p>混合汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>二 一に掲げる混合汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる混合汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> | <p>ひ素 0.005</p> <p>カドミウム 0.0005</p> <p>水銀 0.0002</p> <p>ニッケル 0.03</p> <p>クロム 0.05</p> <p>鉛 0.01</p> | <p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 <u>牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |
| <p>汚泥発酵肥料（次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの</p> <p>二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料又は焼成汚泥肥料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの</p>                                   | <p>ひ素 0.005</p> <p>カドミウム 0.0005</p> <p>水銀 0.0002</p> <p>ニッケル 0.03</p> <p>クロム 0.05</p> <p>鉛 0.01</p> | <p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 <u>牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |
| <p>水産副産物発酵肥料（魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）</p>  | <p>ひ素 0.005</p> <p>カドミウム 0.0005</p> <p>水銀 0.0002</p>  | <p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 <u>牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</u></p> |

○ 特殊肥料の品質表示基準 | 一部改正新旧対照表

| 改 正 案   | 取 行   |
|---|---|
| <p>第1 (略)</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示事項の表示方法</p> <p>第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 原料</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。また、生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が使用されたもの及び昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。</u></p> | <p>第1 (略)</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示事項の表示方法</p> <p>第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 原料</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。また、生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が使用されたものについては、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。</u></p> |
| <p><u>(原料)</u></p> <p>牛ふん、鶏ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末</p> <p>備考：1 <u>生産に当たって使用された重量の大きい順である。</u></p> <p>2 <u>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい</u></p>   | <p><u>(原料)</u></p> <p>牛ふん、鶏ふん、骨粉質類、わら類、樹皮</p> <p>備考：1 <u>生産に当たって使用された重量の大きい順である。</u></p> <p>2 <u>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい</u></p>  |

3 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混合しない  
ものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製  
造されたものである。

(8) (略)

2 (略)

別表 (略)

別紙 (略)

(8) (略)

2 (略)

別表 (略)

別紙 (略)



○ 肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件一部改正新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液体副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料（しよ油を生産する際に副産されるものを除く。）、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、熔成複合肥料、化成肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カ</p> | <p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液体副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料（しよ油を生産する際に副産されるものを除く。）、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、熔成複合肥料、化成肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉍さいけい酸質肥料</p> |

ルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉍さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成<sup>よう</sup>ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成<sup>よう</sup>微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、液体微量要素複合肥料

、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成<sup>よう</sup>ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成<sup>よう</sup>微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、液体微量要素複合肥料

○ 肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件一部改正新旧対照表

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>1 原料の種類に記載</p> <p>(1) 保証票に原料の種類を記載する普通肥料<br/>肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条の2第1項第1号の保証票に原料の種類を記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。<br/>イ～ハ（略）<br/>ニ <u>昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一の(2)の表、二の(2)の表、四の(1)若しくは(2)の表、五の(1)、(2)若しくは(3)の表若しくは十二の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料（以下「確認済肥料」という。）を含む普通肥料</u></p> <p>(2) 保証票に原料の種類を記載する方法<br/>(1)に規定する普通肥料について、規則第11条の2第2項の保証票に原料の種類を記載する方法は、次に規定するとおりとする。<br/>イ（略）<br/>ロ (1)のロに該当する普通肥料<br/>(イ)<br/>(ロ) 窒素全量を含有する原料について、当該原料が特殊肥料の場合には当該肥料の指定名（<u>昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の一の(イ)又は(ロ)に掲げる名称をいう。以下同じ。</u>）を、肥料以外の有機質原料の場合には当該原料の実態に基づき「副産有機質原料」等の名称を記載すること。<br/><br/>(ハ)～(ト)（略）<br/>ハ（略）<br/>ニ <u>(1)のニに該当する普通肥料</u></p> | <p>1 原料の種類に記載</p> <p>(1) 保証票に原料の種類を記載する普通肥料<br/>肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条の2第1項第1号の保証票に原料の種類を記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。<br/>イ～ハ（略）</p> <p>(2) 保証票に原料の種類を記載する方法<br/>(1)に規定する普通肥料について、規則第11条の2第2項の保証票に原料の種類を記載する方法は、次に規定するとおりとする。<br/>イ（略）<br/>ロ (1)のロに該当する普通肥料<br/>(イ)<br/>(ロ) 窒素全量を含有する原料について、当該原料が特殊肥料の場合には当該肥料の指定名（<u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく特殊肥料等の指定（昭和25年農林省告示第177号）の一の(イ)又は(ロ)に掲げる名称をいう。</u>）を、肥料以外の有機質原料の場合には当該原料の実態に基づき「副産有機質原料」等の名称を記載すること。<br/>(ハ)～(ト)（略）<br/>ハ（略）</p> |

- (イ) 確認済肥料が特殊肥料の場合には当該確認済肥料の指定名を、公定規格が定められている確認済肥料の場合には当該確認済肥料の種類名を、それ以外にあつてはその最も一般的な名称をもつて記載すること。
- (ロ) 生産に当たつて使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。
- (ハ) 原料事情等により原料として使用しない原料がある場合には、その旨を明記して、当該原料の種類に（ ）を付し、次の記載例により記載することができる。ただし、記載したすべての原料の種類に（ ）を付してはならない。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)

蒸製骨粉、(骨灰)

備考：1 生産に当たつて使用された重量の大きい順である。

2 ( )内の原料は、原料事情により使用しない場合がある。

3 蒸製骨粉及び骨灰は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

2・3

(略)

別表第1・第2 (略)

2・3 (略)

別表第1・第2 (略)